

1. 編集委員会の定義

ウィニコット協会は会誌を「ウィニコット研究」と命名して、一年に一回、毎年秋に出版する。

カテゴリーは研究論文，総説，論考，書評，文献紹介とする。

2. 編集委員会の構成と業務に関する事項

2-1. 編集委員会の構成

以下の構成員をもって編集委員会を構成する。

編集委員長

編集事務局：1，2名，必要数

編集委員および査読委員：数名，必要数（ただし協会会長を含める）

2-2. 業務

編集委員会は、「ウィニコット研究」の編集を行う。

委員長は会長が指名する。委員長の任期は3年間とし、委員長は理事会に参加し、編集状況を報告するとともに、会誌編集に関する理事たちの意見を求める。

編集事務局は、委員長が指名し、理事会の承認を受ける。会誌の編集業務は、委員長の責任において行う。編集事務局は委員長の業務を補佐し、また委員長の付託により編集業務の

一部を代行することができる。編集委員は、委員長に会誌編集上必要な助言を行う。

3. 原稿の取り扱いに関する事項

「ウィニコット研究」は、投稿原稿、依頼原稿および本会に関する記事により構成される。

ここで、投稿原稿とは会員が自発的に執筆した原稿を、依頼原稿とは委員長の依頼により執筆された原稿をいう。

提出された原稿の受付、審査、受理は以下の手順で行う。

- 1.本会事務局に原稿が届けられた日をもって受付日とする。
- 2.研究論文は2名以上の査読者に、総説・論考は1名以上の査読者に査読を依頼する。編集委員長が編集委員会の議を経て、査読者を指名する。
- 3.原稿の採否は、査読者の意見を参考に編集委員長が決定する。
- 4.編集委員長は、査読者の意見あるいは「ウィニコット研究」の編集方針に照らして、著者に原稿の修正を求めることができる。
- 5.査読者と著者の見解が対立した場合の措置については、編集委員長が裁定する。
- 6.3によって原稿の採択を決定した日をもって受理日とする。

他の委員会より特集号の申し入れがあった場合には、編集委員長は会誌の編集状況に関する総合的判断のもとに、部門委員会と協議し、この申し入れを受諾することができる。また部門特集号の編集に関し、編集委員長は、その職務の一部を委員会に付託することができる。

る。

投稿規定の分類による原稿の種類ならびに原稿の受付日および受理日は、それぞれについて明確に分かるように原稿に記入する。

4. 編集規約の見直し

この編集規約は、発効後 3 年を経過した時点で見直すものとする。